

セーフティネット保証 5号認定について【新型コロナウイルス関連】

○先般発生した新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証 5号の対象業種の追加指定及び要件の緩和が行われました。

(認定要件)

指定業種に属する事業を行っており、基山町において 1 年以上継続して事業を行っている中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

(イ)指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比 5% 以上減少の中小企業者

(ロ)指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20%を占める原油等の仕入価格が 20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

(提出書類)

	書類名	通数	チェック
1	認定申請書 ※1	1 通	<input type="checkbox"/>
2	履歴事項全部証明書 (3 か月以内取得のもの) (法人のみ) ※2,3	1 通	<input type="checkbox"/>
3	所得税確定申告及び青色申告決算書 (個人事業主のみ) ※2,3	1 通	<input type="checkbox"/>
4	指定対象となる事業を営んでいることを確認することができる書類 (取り扱っている製品、サービス等を確認することができる書類など)	1 通	<input type="checkbox"/>
5	許認可証または宣誓書の写し (許認可等が必要な業種のみ) ※3	1 通	<input type="checkbox"/>
6	最近 3 か月の売上高がわかるもの (試算表・売上台帳等) ※3	1 通	<input type="checkbox"/>
7	前年同期 (3 か月) 間の売上高がわかるもの (法人事業概況等) ※3	1 通	<input type="checkbox"/>
8	委任状 (本人以外が申請をする場合) ※4	1 通	<input type="checkbox"/>

※1 認定申請書については、町の控え 1 通 + 必要枚数をお持ちください。

※2 町内で 1 年以上事業を行っていることがわからない場合には、客観的に確認できる書類を提出してください。(土地の賃貸借契約書等、所在地が確認できるもの)

※3 確認資料余白に、事業者の社判と会社印を押印してください。

※4 代理申請の場合、受任者の身分がわかるものをお持ちください。
(名刺、社員証、運転免許証等)

(その他)

○後日、書類の追加提出を求める場合があります。

○書類の不足または不備等により認定が受けられない場合があります。

○本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会における金融上の審査があります。

○郵送等での受付は行っておりませんので、町窓口にお越しください。